豊明市音楽家協会 運営規約

第1条(会の目的)

クラシック音楽のプロ演奏家団体として、クラシック音楽の普及を目的としています。

第2条(名称) この会の名称を以下のとおりとする。 豊明市音楽家協会

第 3 条(事務局所在地) この会の事務局を以下に置く。  $\mp470-1131$  愛知県豊明市二村 台 4-2-17

第 4 条 (会員)音楽大学卒業、または同程度の実力を有すると、代表が認めた者を参加 の条件とする。

第5条(役員) この会に以下の役員を置く。 代表1名 副代表1名

第6条(役員の任期) 役員の任期は総会で定める。

第7条(代表) 代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条(運営) おおむね年4回の役員会を開催する。重要事項については、会員による 運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数 の同意をもって決定する。

第 9 条 (会費) 会費は総会で定めることとし、原則これを財源に運営費用として充てる ものとする。

第 10 条 (規約改正) この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第11条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、7月31日に終わる。

## 附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表 〒444-3173 愛知県岡崎市滝町外浦 234 高田知子 副代表 加藤玲子 2. この規約は2015 (平成27) 年8月1日から適用する。